

# 新型コロナウイルス 感染予防に関して

2019年12月31日に中国湖北省武漢市で原因不明の肺炎の集団発生として報告されてから感染が拡大しており未だ収束が見えません。

国としても色々と方策が発表されたりしておりますが杉山バルブ製作所でも、簡易では御座いますが感染予防として方策を立案します。

自身の幸せの為に仕事をしている。自身の幸せの創造には健康状態も条件の一つであることから皆さんの協力と意識をお願い致します。

## 1. 感染予防

### 飛沫感染への意識

ウイルスの大きさと一般的な不織布製のマスクの目の細かさの関係上、感染予防として意味をなさないと言われておりますが他人を感染させることを防ぐ効果は期待できます。

マスク入手困難である現在、マスク着用を義務付けることは困難ですが、飛沫を飛ばすことで感染するリスク予防を意識お願いします。(特に会議体)

※口を布で覆うことやくしゃみの配慮など

### 空調の管理

空調調整可能な現場はウイルスが長時間生存できないような環境作りを心掛けてください。

ウイルスが長時間生存できない環境とは温度22度以上、湿度50%以上と言われてます。

湿度50%以上の環境作りはとて多くの加湿器を要しますので難しいですが、定期的な換気を心掛けるなどの配慮をすると良いです。

### ハンドドライヤーの使用禁止

ハンドドライヤーは付着しているウイルスを乾燥させたくえで飛散させるので感染予防としては逆効果であると言われております。

その為、現場トイレのハンドドライヤー使用を禁止します。

手拭き用のタオル、又はハンカチを各個人で準備することも予防には良いです。

### 外出の自粛

現在、全ての国・地域、国内の都道府県で感染者が出ている訳ではないですが、最悪いずれどの地域にも感染が広がることを前提として、国外・国内出張や協力企業訪問などの外出をなるべく自粛してください。

△1 外出が必要な場合は車移動のみとし、コンビニなど密集空間、密集場所、密接場所となる場所への立ち寄りを禁止します。

立ち寄りが必要な場合はマスク着用などの感染予防を徹底してください。

### 健康管理

毎朝の検温を意識すると良いです。

その結果、37.5度以上の発熱症状が認められる場合は会社を休み外出を控えてください。

その際の休みは「特例処置」に準じて特別休暇扱いとします。

尚、鼻汁・喉の痛み・咳の症状が認められる場合は病院(かかりつけ医)に相談するよう

心掛けてください。

※体温計は事務所にあります。

### 予防策の心掛け

感染しているか否か自ら確認し、今後も感染しないように一人一人が注意して生活することが重要です。以下に感染予防策を列挙しますので心掛けてください。

◆ 出社時、帰宅時などは必ず消毒液、石鹸による手洗いを実施し、それまでに付着した可能性のウイルスを除去する。

◆ 睡眠を十分にとって体力を維持する。

以下の場合には、帰国者・接触者相談センターに相談する。

・ 風の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、又はだるさや息苦しさがある場合。

・ 糖尿病・心不全・呼吸器疾患の基礎疾患がある人、透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている人で、風の症状や37.5度以上の発熱が2日程度続く場合。

・ 妊娠中、又は妊娠の可能性を用いている人で、風邪の症状や37.5度以上の発熱が続く場合。

◆ 同居している家族などにも上記と同様の対策を働きかける。

△1 ◆ 近親者、又は接触した覚えがある者が感染した場合は直ちに会社へ連絡し判断を仰ぐ。

会社が判断難しい場合は「2. 感染拡大防止策」に記載されてある保健所に連絡し

保健所より判断を仰ぐものとする。



### 来客者様への対応

アポイントなしの来客者様へは来社制限をお願いしてください。

来客希望者様から来客希望を受けた者は、その受付者、又は担当者が来客の可否を判断してください。

(判断基準は来客者の所属県の状況や業務遂行上の必要性など)

来客される際は来客者に別紙「御取引の皆様へ コロナウイルス感染予防対策の協力願い」を一読していただくように連絡してください。



### 3密への対策

3密とは

- ・密閉空間:換気の悪い空間(2つの方向の窓を同時に開ける換気が必要)
- ・密集場所:多くの人が集まる場所(互いの距離を2m以上空ける)
- ・密接場所:互いの手が届く距離での会話(マスクの着用などの飛沫感染予防が必要)

とされています。

3密への対策として以下の事項を指示します。

#### ◆ 勤務場所の分散

事務所勤務者の一部はフリースペースに移動してください。

指示されていない者は状況見て、食堂、又は検査室や直販場所など日々移動しての業務を心掛け、3密から避ける行動をお願いします。

#### ◆ 昼食

事務所勤務者は食堂での昼食ではなく食堂以外での昼食をお願いします。

事務所勤務者以外の方は食堂での昼食とし、食堂内で3密を避けるよう、席を移動するよう心掛けてください。

#### ◆ 特別休暇

感染予防として、出勤日を特別休暇として急遽指定する可能性があります。

決定した際は、決定日、及び稼働時間報告書類の申請方法を会社より連絡します。

特別休暇の保証は基本、別紙「新型コロナウイルス 特別処置に関して」に準じます。

## 2. 感染拡大防止策



万が一、社内で感染者が発生した場合は、社内での感染拡大をさせないよう以下の対応を取ることと県保健所に連絡し、指示を仰ぐ。

◆ 連絡先①: 県健康福祉政策課 058-272-1111 平日8:30~17:15

連絡先②: 県保健医療課 058-272-8860 毎日9:00~21:00

◆ 感染者本人には医師の許可が得るまでの間、自宅待機を命じる。

◆ 感染者本人の机など、接触していたと思われる場所の消毒を行い、生存している可能性のあるウイルスを除去する。

◆ 潜伏期間は最大で14日間程度とされている。従って、直近14日間の行動について感染者本人から聞き取り、以下の者を「濃厚接触者」として即時自宅待機、又は在宅勤務とする。

・直近14日間に、感染症と疑われる者と同居あるいは長時間の接触があったもの。

(事務所における座席の両隣・前後や車を同席した者など)

・直近14日間に、マスク等の着用なしに感染者本人と2m以内の距離で対面した者。

・直近14日間に、感染者の気道分泌液もしくは体液などの汚物物質に直接接触した可能性が高い者。

◆ 社内で感染者が発生した事実について社内に周知する。

プライバシーの観点で開示が躊躇される場合でも、他の社員を過度の不安に陥れないため感染者の勤務地・職場、感染が発覚した日については最低限明らかにする。

## 3. お客様・協力企業様へ



別紙「御取引の皆様へ コロナウイルス感染予防対策の協力願い」の御協力をよろしくお願い致します。

# 御取引の皆様へ

## コロナウイルス感染予防対策のご協力お願い

コロナウイルス感染症予防策のため  
下記のご理解ご協力を宜しくお願い致します。

### 1. 来社されるお客様・協力企業様へ

感染予防策の為、弊社ご来社の**制限**を設けさせていただきます。  
その為、来社される際は事前に担当者へ確認をお願い致します。

### 2. 弊社へ来社される際の御願い

弊社へお越しされる際は、感染予防の心掛けを宜しくお願い  
致します。

ご存知の通り、現在感染予防としての消耗品が入手困難であるため  
杉山バルブ製作所としてもお越しになる皆様方への感染予防策は  
不完全では御座いますが、**飛沫感染への意識や消毒、来社前の  
検温などの感染予防**を宜しくお願い致します。

### 3. 弊社内で感染者が発生した際の対応

弊社内にて感染者が発生した場合は直ちに県保健所に連絡し  
指示を仰ぎます。

県保健所指示内容によって以下の業務形態にせざるを得ない  
可能性がありますのでご承知をお願い致します。

- ・ 全社員の自宅待機、又は在宅勤務
- ・ 消毒作業による工場内立入禁止

弊社は本社工場のみで事業運営していることから全社員が  
濃厚接触者、本社工場内全ての消毒作業実施と指示を受ける  
可能性があります。

その為、感染者発生後**約14日間は製品出荷の停止、納品の  
受入停止となります**のでご協力をお願い致します。

その際の対応や調整は弊社担当者よりご連絡させていただきます。